

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道水防標識及び信号等に関する規則の一部を改正する規則.....（防災消防課）	5
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（食品衛生課）	6
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	6
○土地改良区の合併（2件）.....（農業支援課）	6
○農業振興地域の指定の一部改正.....（農地調整課）	7
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	8
○道路の供用の開始.....（道路課）	9
○二級河川の指定.....（河川課）	9
○河川法準用令による河川法準用河川の認定の一部改正.....（河川課）	9
○開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正.....（都市計画課）	9
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	9
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	10
道立紋別病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	11
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	11
道監査委員公表	
○監査公表第1号.....	13
○監査公表第2号.....	13
○監査公表第3号.....	13

規 則	規 則
------------	------------

北海道水防標識及び信号等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道水防標識及び信号等に関する規則の一部を改正する規則

北海道水防標識及び信号等に関する規則（昭和26年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」（以下）を「。以下」に、「第11条に規定する水防のために出動する舟、車馬等」を「第18条」に、「別記第1号の様式」を「別記第1号様式」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（水防信号）」を付し、同条中「第13条の規定による」を「第20条第1項の」に改める。

第3条に見出しとして「（身分を示す証票）」を付し、同条中「第36条第2項の規定による身分を示す」を「第49条第2項の」に、「別記第2号の様式」を「別記第2号様式」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第3条関係）

（表）

第 号
水 防 立 入 調 査 員 証
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
年 月 日
北海道知事 印

縦9センチメートル

横6センチメートル

（裏）

水防法（抜粋）

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第253号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 随意契約に係る物品等の名称 BSE検査キット 1セット当たり単価

(2) 数 量 調達予定数量 551セット

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年3月30日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道和光純薬株式会社

(2) 住 所 札幌市北区北15条西4丁目10番地

4 随意契約に係る契約金額

BSE検査キット 1セット当たり単価 135,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によつた理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成19.3.27 神竜土地改良区

同 池田土地改良区

北海道告示第255号

早来町土地改良区及び追分町土地改良区の合併により、平成19年4月1日、追分町土地改良区は解散した。

早来町土地改良区は、合併後存続し、定款を変更し、名称を安平町土地改良区に変更した。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第256号

鶴川土地改良区及び穂別町土地改良区の合併により、平成19年4月1日、穂別町土地改良区は解散した。

鶴川土地改良区は、合併後存続し、定款を変更した。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第257号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示703号の一部を次のように改正する。

興部地域の事項中「民有林野の5から8、16から24、27、28、36、45、46、51から76、78から93、99から113、132、143から146、176林班の区域」を「民有林野の5から8、16から24、27、28、36、45、46、51から57、59から73、75、76、78から92、99から108、111から113、143から146、176林班の区域」に、また「民有林野の3、4、12、25、26、29から35、37、39、77林班の一部の区域」を「民有林野の3、4、12、25、26、29から35、37、39、58、74、77、93、109、110、132林班の一部の区域」に改め、天塩地域の事項を次のように改める。

天塩町の区域のうち、港湾法（昭和25年法律第218号）で定める臨港地区及び港湾隣接地区、国有林野の区域（留萌北部森林管理署管轄区域8（一部の区域に限る。）、9、14（一部の区域に限る。）及び15から17までの林班の区域を除く。）、海岸通4丁目4588（2に限る。）、4589及び4590、海岸通5丁目4304（2に限る。）及び4305、海岸通6丁目8565、字川口1151（8、9及び16に限る。）、1152（4（一部の区域に限る。）及び13に限る。）、1870（4に限る。）、1871、1872（3に限る。）、2865、2866、3588（6に限る。）、3589、7109、7110、7222、8335、8359から8361まで、8439、8440、8451、8502から8505まで、8543、8544、8549、8566、8567、8666（一部の区域に限る。）、8667から8669まで、8675、8680から8699まで、8718及び8735から8739まで、字天塩3及び10、字テシラ4及び10、字更岸1667、1838（2に限る。）、1839（2に限る。）、2029（6に限る。）、2622、2623、3779（1に限る。）、5686、5740（1の一部に限る。）、5750（1（一部の区域に限る。）に限る。）、5757、5759、7475（1に限る。）、7632、8679及び8704、字サラキシ410、411、412（2に限る。）、417（3、4に限る。）、500から507まで、508（1、3及び5に限る。）、509（3（一部の区域に限る。）及び9に限る。）、510（2に限る。）、516（2に限る。）、827、1506（1に限る。）、1508、1826、1827、1828（2から4までに限る。）、1829（1及び2に限る。）、1832（2及び3に限る。）、2029（2に限る。）、2622、2624、2625（1、3及び5に限る。）、2905、2906（2、4、5及び8から10までに限る。）、3641（2及び3に限る。）、3778、3787、3788、4262（2から4までに限る。）、4263（1（一部の区域に限る。）、4及び5に限る。）、4383から4392まで、4393（1、2及び3（一部の区域に限る。）に限る。）、4394から4409まで、4973（5（一部の区域に限る。）に限る。）、5807、5808、7475、7476、7502、

7667（一部の区域に限る。）、7673、7674（一部の区域に限る。）、8332、8390、8391、8392（1（一部の区域に限る。）、2及び3に限る。）、8454、8512、8672、8673、8676から8678まで及び8681、字下サロベツ1214（1（一部の区域に限る。）、2（一部の区域に限る。）、3（一部の区域に限る。）及び4に限る。）、2434（1（一部の区域に限る。）に限る。）及び4280（一部の区域に限る。）、字ウブシ959（1及び3から6までに限る。）、1374、1491（1（一部の区域に限る。）、2（一部の区域に限る。）、3から8まで、9（一部の区域に限る。）、10（一部の区域に限る。）及び11（一部の区域に限る。）に限る。）、1793（1から3まで、5、7、9、10、23及び26に限る。）、1794（1、4から6まで、16、17（一部の区域に限る。）、21、22、31、32、34から38まで、41から46まで、49、50、55から57まで及び60に限る。）、2077、2561（2（一部の区域に限る。）に限る。）、2562、2757（1（一部の区域に限る。）、2、3（一部の区域に限る。）、4及び5（一部の区域に限る。）に限る。）、3036（4及び5に限る。）、3294から3296まで、3298、3300、3301、3596から3598まで、3599（一部の区域に限る。）、5009（1（一部の区域に限る。）、2及び3に限る。）、5045（一部の区域に限る。）、5169（5及び6に限る。）、5173（3に限る。）、5589、7558及び7563、字ルークシュナイ2289及び8719から8725まで、字オヌブナイ1346（4及び5に限る。）、1348から1350まで、1409（4及び5（一部の区域に限る。）に限る。）、1413（5に限る。）、1632（4に限る。）、1694（一部の区域に限る。）、1695、2104（1（一部の区域に限る。）に限る。）、2288（2に限る。）、2289（2に限る。）、2292から2295まで、2296（一部の区域に限る。）、2435、2436、2440（3及び4に限る。）、2443、2485（一部の区域に限る。）、2486、2528、2530、2531、2542、2543（1に限る。）、2548（2に限る。）、2550（一部の区域に限る。）、2586（4に限る。）、2588（3及び4に限る。）、2591（一部の区域に限る。）、2592、2593、2594（3から5までに限る。）、2595から2601まで、2603、2605（6に限る。）、2607から2615まで、2797（一部の区域に限る。）、2803（6に限る。）、2807、2808（一部の区域に限る。）、2816（9、13、14、18及び32に限る。）、2817（6、9、10、26、27、29、33、37から39まで、41及び43に限る。）、2818（1に限る。）、2819（1に限る。）、2968、2969（1に限る。）、3159（6に限る。）、3465（48、50、51、54及び55に限る。）、3650、3651（1及び4から7までに限る。）、3652（1及び8に限る。）、3653、3653－4（一部の区域に限る。）、3655（1（一部の区域に限る。）及び5から7までに限る。）、3656（2及び3に限る。）、3685（2に限る。）、3686（2に限る。）、3711、3712、3738（1から4まで、6から10まで及び12から15までに限る。）、3740（1（一部の区域に限る。）に限る。）、3741（一部の区域に限る。）、3743、3744（1（一部の区域に限る。）に限る。）、3745（1、6から10まで及び12に限る。）、4003（2に限る。）、4191（1、6（一部の区域に限る。）、7、9から11まで及び17（一部の区域に限る。）に限る。）、4612（一部の区域に限る。）、

る。）、4806、5416（4及び5に限る。）、5422（3、5、7及び8に限る。）、5434、5577、5578、5594から5596まで、5598（一部の区域に限る。）、5599、5600、5601（1に限る。）、6335（2に限る。）、6342（2に限る。）、6343（3に限る。）、6461（5に限る。）、6477、6521（1（一部の区域に限る。）に限る。）、6522、6525（1から3までに限る。）、6545（2に限る。）、6592（1、3及び4に限る。）、7014（1及び6から13までに限る。）、7383（3に限る。）、7402（2に限る。）、7526（1に限る。）、8020（2に限る。）、8291（1に限る。）、8669（5に限る。）、8670、8671、8685、8687及び8701から8705まで、字下コクネップ3365（2及び3に限る。）、3370（3に限る。）、3372（3に限る。）及び3379（13に限る。）、字テシオ4及び8、字キトウシュナイ783（2、6、14から23まで、25及び27に限る。）、784、785（1及び2に限る。）、787、788（12に限る。）、789（1、5、8、9、10（一部の区域に限る。）、11、12及び14に限る。）、807、809、2843（1及び5から13までに限る。）及び2884、並びに字トコツナイ780（1から3まで及び8に限る。）及び810から816までの区域を除いた区域。

2 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。

函館地域の事項中「平成17年北海道告示第833号」を「平成19年北海道告示第211号」に改める。

北海道告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字船瀬119の1・918の1・918の2・字大沢1015の1・1250の2・1461（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産

業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森90の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第260号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第261号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 白糠郡白糠町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

			北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始	の 区 間	供用開始の期日	
道 道 夕 張 新 得 線	勇払郡占冠村字ニニウ506番6地先（河川敷地）から		平成19. 4. 9	
北海道旭川土木現業所	勇払郡占冠村字中央2886番1地先まで		午後2時	
道 道 占 冠 穂 別 線	勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署1259林班の小班地先		平成19. 4. 9	
北海道旭川土木現業所	から勇払郡占冠村国有林上川南部森林管理署1261林班の小班地先まで		午後2時	

北海道告示第263号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次の河川を二級河川として指定する。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

水 系 名 河 川 名		区 間
		上 流 端 下 流 端
ク サ ン ル 川	ク サ ン ル 川	稚内市緑1丁目27番1地先の市道緑2号橋上流端 海
ボンオコツナイ川	ボンオコツナイ川	紋別郡雄武町字雄武1430番6地先の上流端を示す標柱 海
オ コ ツ ナ イ 川	オ コ ツ ナ イ 川	紋別郡雄武町字雄武1926番の上流端を示す標柱 海

北海道告示第264号

昭和19年北海道庁告示第401号（河川法準用令による河川法準用河川の認定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

壮珠内川の項を次のように改める。

長 流 川 支 左 岸 伊達市大滝区北湯沢温泉町159番7地先

カバユサンナイ川 右岸 伊達市大滝区北湯沢温泉町155番1地先 以下長流川合流点二至ル

北海道告示第265号

昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正し、平成19年4月6日から施行する。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 閲覧所の場所の事項中 「苫小牧市開発 苫小牧市旭町4 苫小牧市都市建設 登録簿閲覧所 丁目5番6号 部開発管理課内」を

「苫小牧市開発 登録簿閲覧所	苫小牧市旭町4 丁目5番6号	苫小牧市都市建設 部開発管理課内
稚内市開発登録簿閲覧所	稚内市中央3丁目13番15号	稚内市建設産業部 都市整備課内」

北海道告示第266号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項室蘭市職員福利厚生会の事項を次のように改める。

室蘭リゾート開発株式会社 平成19. 3.30 室蘭市役所庁舎内購買部

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年4月6日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機の賃貸借その1

ア 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）2台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量

2台及び1台につき1か月当たり 9,200枚

(2) 複写機の賃貸借その2

ア 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量

1台及び1か月当たり 77,400枚

(3) 複写機の賃貸借その3

ア 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量

1台及び1か月当たり 31,800枚

(4) 複写機の賃貸借その4

ア 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借 5台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量

5台及び1台につき1か月当たり 31,000枚

(5) 複写機の賃貸借その5

ア 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量

1台及び1か月当たり 33,700枚

(6) 複写機の賃貸借その6

ア 落札に係る物品等の名称

複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量

1台及び1か月当たり 20,800枚

2 落札を決定した日

平成19年3月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 複写機の賃貸借その1

ア 氏 名 ユー・システム株式会社

イ 住 所 旭川市東鷹栖4線10号3番地11

(2) 複写機の賃貸借その2

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(3) 複写機の賃貸借その3

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(4) 複写機の賃貸借その4

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(5) 複写機の賃貸借その5

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(6) 複写機の賃貸借その6

ア 氏 名 株式会社大江商店

イ 住 所 旭川市7条通15丁目左1号

4 落札金額

(1) 複写機の賃貸借その1

賃貸借の月額基本料金 200円

複写料金 1枚から5,000枚まで 1枚当たり 1円

5,001枚から10,000枚まで 1枚当たり 1円

10,001枚以上 1枚当たり 1円

(2) 複写機の賃貸借その2

賃貸借の月額基本料金 0円

複写料金 1枚から10,000枚まで 1枚当たり 78銭

10,001枚から15,000枚まで 1枚当たり 78銭

<table><tr><td>15,00 1 枚から30,000枚まで</td><td>1 枚当たり</td><td>78銭</td></tr><tr><td>30,00 1 枚から40,000枚まで</td><td>1 枚当たり</td><td>78銭</td></tr><tr><td>40,001枚以上</td><td>1 枚当たり</td><td>78銭</td></tr></table> (3) 複写機の賃貸借その3 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td></td><td>0 円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1 枚から10,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>10,00 1 枚から15,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>15,00 1 枚から30,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>30,00 1 枚から40,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>40,001枚以上</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr></table> (4) 複写機の賃貸借その4 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td></td><td>0円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1 枚から10,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>10,00 1 枚から15,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>15,00 1 枚から30,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>30,00 1 枚から40,000枚まで</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr><tr><td></td><td>40,001枚以上</td><td>1 枚当たり 82銭</td></tr></table> (5) 複写機の賃貸借その5 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td></td><td>0円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1 枚から10,000枚まで</td><td>1 枚当たり 81銭</td></tr><tr><td></td><td>10,00 1 枚から15,000枚まで</td><td>1 枚当たり 81銭</td></tr><tr><td></td><td>15,00 1 枚から30,000枚まで</td><td>1 枚当たり 81銭</td></tr><tr><td></td><td>30,00 1 枚から40,000枚まで</td><td>1 枚当たり 81銭</td></tr><tr><td></td><td>40,001枚以上</td><td>1 枚当たり 81銭</td></tr></table> (6) 複写機の賃貸借その6 <table><tr><td>賃貸借の月額基本料金</td><td></td><td>100円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1 枚から10,000枚まで</td><td>1 枚当たり 1 円</td></tr><tr><td></td><td>10,00 1 枚から15,000枚まで</td><td>1 枚当たり 1 円</td></tr><tr><td></td><td>15,00 1 枚から30,000枚まで</td><td>1 枚当たり 1 円</td></tr><tr><td></td><td>30,00 1 枚から40,000枚まで</td><td>1 枚当たり 1 円</td></tr><tr><td></td><td>40,001枚以上</td><td>1 枚当たり 1 円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年2月6日付け北海道上川支庁告示第13号	15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり	78銭	30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり	78銭	40,001枚以上	1 枚当たり	78銭	賃貸借の月額基本料金		0 円	複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 82銭		10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 82銭		15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 82銭		30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 82銭		40,001枚以上	1 枚当たり 82銭	賃貸借の月額基本料金		0円	複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 82銭		10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 82銭		15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 82銭		30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 82銭		40,001枚以上	1 枚当たり 82銭	賃貸借の月額基本料金		0円	複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 81銭		10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 81銭		15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 81銭		30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 81銭		40,001枚以上	1 枚当たり 81銭	賃貸借の月額基本料金		100円	複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 1 円		10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 1 円		15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 1 円		30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 1 円		40,001枚以上	1 枚当たり 1 円	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川支庁地域振興部総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり	78銭																																																																																
30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり	78銭																																																																																
40,001枚以上	1 枚当たり	78銭																																																																																
賃貸借の月額基本料金		0 円																																																																																
複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	40,001枚以上	1 枚当たり 82銭																																																																																
賃貸借の月額基本料金		0円																																																																																
複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 82銭																																																																																
	40,001枚以上	1 枚当たり 82銭																																																																																
賃貸借の月額基本料金		0円																																																																																
複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 81銭																																																																																
	10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 81銭																																																																																
	15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 81銭																																																																																
	30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 81銭																																																																																
	40,001枚以上	1 枚当たり 81銭																																																																																
賃貸借の月額基本料金		100円																																																																																
複写料金	1 枚から10,000枚まで	1 枚当たり 1 円																																																																																
	10,00 1 枚から15,000枚まで	1 枚当たり 1 円																																																																																
	15,00 1 枚から30,000枚まで	1 枚当たり 1 円																																																																																
	30,00 1 枚から40,000枚まで	1 枚当たり 1 円																																																																																
	40,001枚以上	1 枚当たり 1 円																																																																																
道立紋別病院告示																																																																																		
北海道立紋別病院告示第7号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年4月6日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立紋別病院 清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成19年3月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社メンティス (2) 住 所 北見市大通西4丁目4番地1 4 落札金額 37,321,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年2月2日付け北海道立紋別病院告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課 (2) 所在地 紋別市緑町5丁目6番8号																																																																																		
道教育庁胆振教育局告示																																																																																		
北海道教育庁胆振教育局告示第15号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年4月6日 北海道教育庁胆振教育局長 羽 山 博 人																																																																																		

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借（職業科42台）一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年6月1日から平成24年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入期限 平成19年6月1日（金）
- (5) 納入場所 北海道室蘭東翔高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年4月6日（金）から19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市幸町9番11号 胆振支庁別館2階第一会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成19年5月16日（水）午前10時（送付による場合は、平成

19年5月15日（火）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) パーソナルコンピュータ 二式（42台×2セット×1校） 平成19年7月頃

(2) パーソナルコンピュータ 三式（42台×2校及び7台×1校）平成19年11月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 電子メールによる交付を希望する場合

契約に関する事務を担当する組織にその旨を電子メールで申し込むこと。

（メールアドレス：hongou.takanori@pref.hokkaido.lg.jp）

イ 郵送による交付を希望する場合

A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて北海道教育庁胆振教育局企画総務課に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事業を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市幸町 9 番11号
電話番号 0143-24-9889

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 42

B . Bidding date and time :

10:00 A. M., May 16, 2007 (If mailed, bids must arrive no later than May, 15)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department.

Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 9-11, Saiwaicho,
Muroran, 051-8558, Japan.

Phone : 0143-24-9889

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成19年 4 月 6 日

北海道監査委員 高 橋 由紀雄
北海道監査委員 加 藤 唯 勝
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全

監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した平成17年度に係

る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成19年 4 月 6 日

北海道監査委員 高 橋 由紀雄
北海道監査委員 加 藤 唯 勝
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全

監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 5 項の規定により実施した平成18年度に係る財務に関する事務の執行の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、北海道教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成19年 4 月 6 日

北海道監査委員 高 橋 由紀雄
北海道監査委員 加 藤 唯 勝
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全

正 誤

○平成19年 3 月27日（第1859号）

北海道告示第209号（森林法による通知に代える公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
80 右 4
誤 田澤 榮
正 田澤 榮子

